

## 酒々井町農業委員会 3月総会会議録

令和2年3月5日（水）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時30分から午後4時30分まで

局長 定刻になりましたので会長お願いします。

（会長あいさつ）

会長 ただいまから令和2年3月の農業委員会総会を開会いたします。  
なお、本日の総会は、議案3件、その他ですので、よろしくお願い致します。

局長 議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長にお願いいたします。

議長 議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、2番綿貫清委員、4番木我恭子委員を指名します。また、書記に事務局の宗島副主幹を任命します。

議長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から3についてを議題とし、一括して事務局より説明願います。

局長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から3について、説明させていただきます。  
資料の2ページをご覧ください。  
先ず、整理番号1についてですが、貸付者は、酒々井在住者、借受者は墨在住者です。設定場所は、墨の農地1筆で、地目は畑、面積は1,289㎡、利用計画は畑です。賃借料は、年、10,000円です。備考ですが、前回は、平成29年4月1日から3年間設定されておりましたが、終期が来ることから再設定しようとするもので、設定期間は3年ということです。位置につきましては、3ページの位置図をご覧ください。  
続きまして、資料の4ページをご覧ください。  
整理番号2についてですが、貸付者は、中川在住の共有名義の代表管理人、借受者は、中川在住者です。設定場所は、中川の農地2筆、地目は田、面積は合計で、1,996㎡、利用計画は田です。賃借料は、年、10a当たり米1俵です。備考ですが、前回は、平成28年4月1日から4年間設定されておりましたが、終期が来ることから再設定しようとするもので、設定

期間は5年ということです。位置につきましては、5ページの位置図をご覧ください。

続きまして、資料の6ページをご覧ください。

整理番号3についてですが、貸付者は、中川在住者、借受者も中川在住者です。設定場所は、酒々井の農地8筆、中川の農地12筆で、地目は田、面積は合計で、22,705㎡、利用計画は田です。賃借料は、年、10a当たり米1俵です。備考ですが、前は、平成27年4月1日から5年間設定されておりましたが、終期が来ることから再設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、7・8・9ページの位置図をご覧ください。

なお、全ての計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、整理番号1から順に地区担当推進委員から補足説明等がありましたらお願いします。整理番号1を高崎推進委員よろしくお願いします。

高崎推進委員 再設定ですので特に問題ありません。借受者は高齢ですが、息子さんがやっていますので特別問題はありません。

議 長 整理番号3を石井推進委員よろしくお願いします。

石井推進員 再設定ですので、また、現況も綺麗になっておりますので問題ありません。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。採決については、整理番号ごとに行います。  
初めに、農用地利用集積計画の整理番号1について、原案のどおり答申することに賛成の方は、挙手をお願いします。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案のどおり答申することに決定します。

議 長 続いて、農用地利用集積計画の整理番号2について、原案のどおり答申することに賛成の方は、挙手をお願いします。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続いて、農用地利用集積計画の整理番号3について、原案のどおり答申することに賛成の方は、挙手をお願いします。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号3につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 次に、第2号議案、農地法第5条許可申請についてを議題とし、事務局より説明願います。

局 長 それでは、第2号議案、農地法第5条許可申請について、説明させていただきます。  
資料は14ページからになります。  
譲受人は、松戸市に住所を有する法人、譲渡人は、香取郡多古町在住者です。申請地は、篠山新田の農地1筆で、地目は畑、面積は、33㎡です。申請理由は、駐車場用地で、以前、太陽光発電用地として許可が出ております用地の管理用と聞いております。権利の種類は所有権移転です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。15ページの位置図と16ページの公図を参考にさせていただければと思います。資力及び信用性につきましては、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから、資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後、4月下旬に着工し、一週間で完成予定とのこと。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題はありません。周辺農地の営農への支障については、特段盛土等はせず整地して碎石を敷くのみであり、また、汚水雑排水等は発生せず、日照、通風への影響もなく、特に営農への支障はないと思われまます。  
以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は宮田委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

宮田農業委員 以前、太陽光で申請のあった所で、皆さんも見に行かれた所でありまして、当時は倉庫があった所です。特に問題は無いと思います。

議 長 地区担当農業委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 それでは、第2号議案 農地法第5条許可申請について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に、第3号議案 令和2年度標準農業労賃額（案）について、事務局より説明を求めます。

事務局 第3号議案 令和2年度標準農業労賃額（案）について、説明させていただきます。

資料は20ページをご覧ください。

平成26年度より、当町も県農業会議が定めた地域別農作業標準賃金並びに機械による標準農作業料金額を採用しております。先日、県農業会議より令和2年度の労賃額が公表されましたので、改定及び公表をするものです。令和2年度標準農業労賃額（案）をご覧くださいと思います。作業品目毎に金額を定めておりますが、全ての標準賃金につきまして、今年度（令和元年度）から変更はございませんでした。また、併せまして1月の総会で承認をいただきました、当町の賃借料実績も載せております。

よろしく申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、第3号議案、令和2年度標準農業労賃額（案）について、採決を行います。承認し、公表することに賛成には挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、令和2年度標準農業労賃額（案）につきましては、（案）をとりまして、承認することに決定し、公表いたします。

議 長 その他、事務局より何かありますか。

局 長 農業委員会だよりにつきまして、毎年3月にお配りしていますが、先日、編集委員さんにご協力いただき作成をしました。よろしければ、組合長回覧で配布を行いますのでどうぞよろしくお願いいたします。  
また、農業委員さん推進委員さんの改選についてですが、中間報告を町のホームページに載せています。今後13日まで募集し、その後、最終報告を行いますのでよろしくお願いいたします。  
以上でございます。

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いいたします。

局 長 8日の水曜日でいかがでしょうか。

議 長 ただ今、8日の水曜日と事務局案が出ましたが、いかがでしょうか。

委員各位 8日でもいいでしょう。

議 長 それでは、来月の総会は、8日の水曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

令和2年3月5日